

目 次

乾 巻

凡例	4
金座名号と坂倉家系譜	6
手前作りと諸国産金地	7
金銀吹替	8
金位と量目 三代目位	9
牛の舌と花小判	11
巻分判の誕生	11
元禄金吹替と幕府支配替	11
慶長金吹方	12
武蔵判 駿河判	
留守居支配から勘定奉行支配へ	12
小判師入札請負制	13
元禄小判・巻分判仕立法量	15
古金引替増歩之次第	17
武蔵金仕立法量	19
元禄金出来高	20
乾金仕立法量	21
元禄金引替増歩之次第	21
乾金出来高	22
享保金仕立法量	22
引替増歩之次第	23
享保金出来高	24
元文金仕立法量	24
引替増歩之次第	26
文字金出来高	26
焼金、焼金入用、灰吹入用	27
正徳元年三河屋久七焼金一件	30
元文元年文金御礼焼	31
享保十年新大判御礼焼	32
享保十年元禄大判御礼焼	34
買上御定直段之事	36
追加 慶長大判仕立法量	42
大 判	42
大仏判合方 慶長大判 元禄大判 享保大判	
八割大判 大判強分一金	
甲州金	44
巻分 武蔵 小武蔵 朱半 古甲金 甲重金 甲定金	
印子金	45
渡印子 京吹印子 庄橋印子 泰印子	
諸国山出金	48
正徳四年書上 享保十四年書上	

坤 巻

元文元年底金直代之御書付	59
摂州難波日田己千前任受焼金土焼之法	60
但州生野神谷佐兵衛任授金錫吹分法	63

宝暦年中秋田山出金	65
買上高 買法 分金仕方 薄金灰吹仕方	
宝永年中今戸にて水銀之割合	68
但州中瀬金山山出金御買上之極	68
宝暦十一年春粉箱ニ付書上之略記	68
延享元年信州戸隠ヨリ掘出ス非定判	70
日田翁金石之抄	71
雑 記	75
元禄年中御出目銀高 社上増歩銀 分一銀高 吹替銀	
正徳四年大坪八郎右衛門書上	76
取直仕立銀 軽目 本の字一分 岡本字一分 折れ分判	
本金合方之次第	77
薄金極之次第	79
佐州筋金こなし方	80
秋田薄金灰吹之次第	80
分ケ金 灰吹	
新井白石骨蒸(董)録抄	83
天平二十一年陸奥国黄金買納 下野国砂金買納 佐渡金山	
万年通宝 太平元宝 開基通宝 天正大判 慶長巻分判	
筋座之事	86
元禄九年筋座設立 宝永五年金座より筋座え下金売渡許可	
同六年筋座廃止	

付 表 (校訂・補編者作成)

第1表 「吾職秘鑑」に見える金座の造幣データ	88
第2表 「吾職秘鑑」に見える金座の金貨修理データ	89
第3表 「吾職秘鑑」に見える金貨仕立減データ	90
第4表 「吾職秘鑑」に見える諸国山出金データ	90
第5表 江戸金座人の推移	91
第6表 京金座人の推移	92
第7表 江戸吹屋棟梁の推移	93
第8表 京吹屋棟梁の推移	93
第9表 小判師と吹屋棟梁の験極印影	94
第10表 江戸金座人の験極印影	96
第11表 京金座人の験極印影	96
第12表 江戸吹屋棟梁の験極印影	97
第13表 京吹屋棟梁の験極印影	97

解 説

「吾職秘鑑」と金座を支えた人々	
一 「吾職秘鑑」について	98
二 金座と御金改役の後藤家歴代当主について	100
三 御金改役手代について	105
四 金座人(小判師)について	106
五 吹所棟梁について	108
六 験極印物方と小判の験極印	108
七 金見役などの金座小役人と金座関係人物	109
第1図 安政元年(1854)12月 金座見取絵図	114
索引	118

一金座と云名号ハ元禄年中金銀吹替有しより以来の

名号なり、惣て座といふことハ、聚て用をなす所を云也

元禄金銀吹替前ハ江戸・京・駿河・佐渡にて小判を作り、

極印持伝たる者共計にて作り來、極印無之

者ハ、作る事なりがたし、吾曾祖末次君、元來勢州白子の

産にて江戸へ下り候、庄三殿極印給、祖父末氏君迄

其業相續せり、旧宅ハ兩替町北側東角より三軒目の屋

敷是也、其比ともく業をなしたる者ハ、高瀬七郎左衛門



一金座と云名号ハ、元禄年中金銀吹替有しより以来の

名号なり、惣て座といふことハ、聚て用をなす所を云也、

元禄金銀吹替前ハ、江戸・京・駿河・佐渡にて小判を作り、

庄三殿（高瀬）役所にて極られたる也、尤其国々にて其家々

由來有て極印持伝たる者共計にて作り來、極印無之

者ハ、作る事なりがたし、吾曾祖末次君、元來勢州白子の

産にて江戸へ下り候、庄三殿極印給、祖父末氏君迄

其業相續せり、旧宅ハ兩替町北側東角より三軒目の屋

敷是也、其比ともく業をなしたる者ハ、高瀬七郎左衛門

大坪八郎右衛門・朝田忠兵衛也、今慶長金に九の字の極印有ハ、其時吾家にて作りたる小判也、其比庄三殿甚以衰微にて金改の御役も勤りかたき程の体にて、夫故始て金銀吹替員數相増事の思付あり、末氏君・七郎左衛門・八郎右衛門より相談有りて、庄三殿にも度々吾宅へ入れられ密談有けるよし、吾祖母長命にて平生物語にて有ける、大坪八郎右衛門ハ名主役なるゆへ願書を以て度々町奉行へ被願けるに、其後元禄八年被仰渡けるハ、金銀吹替の事ハ天下において重き御事にて、其方

とも願候とて被仰付筋にてハ無之、此度御上にて金銀御入用之事、幸々吹替候御付よしにて、右金銀を元禄金銀に被吹改候、此時始て天下の金銀吹改の間を備へて坊中より別具を御用物として諸人衆御用お勤を存せし金座より御用物として諸人衆御用お勤を存せし

一 銘々手前作り之節ハ、下金屋より下金買取、焼金にして庄三殿役所へ出し極を請たる也、吹所ハ広瀬吉兵衛・松村勘右衛門、塩吹ハ石井治郎兵衛・谷半兵衛、則今の

大坪八郎右衛門・朝田忠兵衛也、今慶長金に九の字の極印有ハ、其時吾家にて作りたる小判也、其比庄三殿甚以衰微にて金改の御役も勤りかたき程の体にて、夫故始て金銀吹替員數相増事の思付あり、末氏君・七郎左衛門・八郎右衛門より相談有りて、庄三殿にも度々吾宅へ入れられ密談有けるよし、吾祖母長命にて平生物語にて有ける、大坪八郎右衛門ハ名主役なるゆへ願書を以て度々町奉行へ被願けるに、其後元禄八年被仰渡けるハ、金銀吹替の事ハ天下において重き御事にて、其方

とも願候とて被仰付筋にてハ無之、此度御上にて金銀御入用之事在之故、吹替被仰付よしにて、右金銀を元禄金銀に被吹改候、此時始て天下の金銀吹改候間、本郷にて場所被下、則是を御用場として諸人衆御用相勤候故、是より金座と申ならハし、是より銘々手前作りハ相止申候、

一 銘々手前作り之節ハ、下金屋より下金買取、焼金にして庄三殿役所へ出し極を請たる也、吹所ハ広瀬吉兵衛・松村勘右衛門、塩吹ハ石井治郎兵衛・谷半兵衛、則今の